

小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金交付要綱

制定 令和5年6月5日

(趣旨)

第1条 この要綱は、入所待ち児童の解消を図るため必要となる保育士等の人材の確保及び就職した施設等への定着や離職の防止を目的として、予算の範囲内において小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するために、小樽市補助金等交付規則（平成27年小樽市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内保育施設等 次のアからウまでに掲げる施設（公立保育所を除く。）のうち小樽市内に所在するものをいう。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第35条第4項の規定により認可を受けたものに限る。）
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
 - ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- (2) 「保育士等」とは、保育士、保育教諭、幼稚園教諭をいう。

(補助金の種類及び交付金額)

第3条 補助金の種類及び交付金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 就労1年目支援金 10万円
- (2) 就労3年目支援金 20万円
- (3) 就労6年目支援金 30万円

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 就労1年目支援金 令和5年4月1日以降に市内保育施設等に採用され、保育士等として新たに就労を開始した日から1年を超えて従事する見込みがあり、かつ、当該年度の翌年度以降も当該保育施設等において保育士等として継続して勤務する見込みのある者
- (2) 就労3年目支援金 市内保育施設等に就労後、就労1年目支援金を交付された保育士等であって、当該保育施設等において継続して勤務し、勤続2年（24か月）を経過したもの

- (3) 就労6年目支援金 市内保育施設等に就労後、就労3年目支援金を交付された保育士等であって、当該保育施設等において継続して勤務し、勤続5年（60か月）を経過したもの

（勤続期間の計算）

第5条 勤続期間は、市内保育施設等に採用され、新たに就労を開始した日を起算日として、当該市内保育施設等において継続して勤務した期間とする。

- 2 同一法人内において、勤務する市内保育施設等が変更となった場合は、市内保育施設等への異動となった場合に限り、同一施設での勤続期間とみなすことができる。
- 3 産前産後休暇や育児休業等を取得した場合は、復職後の雇用形態が休暇取得前の雇用形態と変更がない場合に限り、勤続期間に含めることができる。
- 4 第1項の勤続期間に1月未満の端数がある場合は、その日数が15日に満たないときはこれを切り捨て、15日以上ときはこれを1月とする。

（交付要件）

第6条 補助金は、交付対象者が次の各号に定める要件を全て満たしている場合に交付するものとする。

- (1) 雇用契約上、その労働時間が1月につき120時間以上で定められていること。
- (2) 勤務する市内保育施設等の施設長や、当該施設を運営する法人等の役員等ではないこと。
- (3) 市内保育施設等を退職して1年以内の再就職ではないこと（当該退職した市内保育施設等において、保育士等として第1号に掲げる雇用契約上の労働時間で勤務していた場合に限る。）。
- (4) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 1年（12月）を超えて継続して雇用されることが見込まれること（就労1年目支援金の交付を受ける場合に限る。）。
- (6) 次条に規定する申請書を提出する時点において、市内保育施設等で保育士等として在職していること。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、第4条各号に掲げる要件を満たした日（第4条第1号に掲げる補助金にあつては、当該市内保育施設等における就労開始年月日）を起算日として60日以内に、それぞれ市長に申請しなければならない。ただし、当該期限までに申請を行わなかったことについて、特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 就労1年目支援金

- ア 保育士登録証又は幼稚園教諭の普通免許状（保育教諭にあつては、保育士登録証及び幼稚園教諭の普通免許状）の写し

イ 雇用証明書（様式第2号）

ウ 誓約書（様式第3号）

エ 通帳の写し（口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名及び支店名が分かるページの写し）

(2) 就労3年目支援金

ア 就労1年目支援金に係る交付決定通知書の写し

イ 雇用証明書

ウ 誓約書

エ 通帳の写し（口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名及び支店名が分かるページの写し）

(3) 就労6年目支援金

ア 就労3年目支援金に係る交付決定通知書の写し

イ 雇用証明書

ウ 誓約書

エ 通帳の写し（口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名及び支店名が分かるページの写し）

2 前項に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定及び補助金の支払）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容の審査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を支給することを決定し、併せて支給額を確定したときは、小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するとともに、速やかに前条第1項の規定による申請書に記載があった口座に補助金を支払うものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金を支給しないことを決定したときは、小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、その旨及び理由を明示し、当該申請者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第9条 市長は、補助金の交付の申請に虚偽若しくは不正の事実があったとき、前条の規定により交付の決定を受けた者が第6条に規定する交付要件に違反したとき、又は就労1年目支援金の交付決定を受けた場合であって、当該交付決定に係る市内保育施設等を1年以内に退職したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金交付取消通知書（様式第6号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金返還命令書(様式第7号)により、当該補助対象者に通知するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年6月5日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(補助金の交付申請の期限の特例)

2 令和5年4月1日から同年6月30日までの間に保育士等として市内保育施設等に採用され新たに就労した者に対する第7条第1項の規定の適用については、同項中「当該市内保育施設等における就労開始年月日」とあるのは、「令和5年7月1日」とする。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）小樽市長

申請者
住所
氏名
電話番号

印

小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金交付申請書

小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

記

申請する補助金	就労1年目支援金 ・ 就労3年目支援金 ・ 就労6年目支援金
申請する額	円
現在勤務している 市内保育施設等の 名称	
就労開始年月日	年 月 日
要件を満たした日	年 月 日
前職（市内保育施設等）の有無	有（退職年月日 年 月 日） 前職の勤務先： ・ 無
添付書類 （添付する書類の □欄をチェック（☑） してください。）	<input type="checkbox"/> 保育士登録証又は幼稚園教諭の普通免許状の写し <input type="checkbox"/> 雇用証明書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 誓約書（様式第3号） <input type="checkbox"/> 通帳の写し <input type="checkbox"/> 就労1年目支援金に係る交付決定通知書の写し <input type="checkbox"/> 就労3年目支援金に係る交付決定通知書の写し

※「申請する補助金」の欄は、該当するものに○を付けてください。

振込先口座			
振込先 金融機関		銀行・金庫 ()	本店・支店 支所・出張所
預金の種目	1 普通	2 当座	
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		
	(名義人氏名)		

※口座名義については、必ず申請者氏名と一致すること。

誓約書

私は、小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

記

- 1 申請書及び提出書類の内容は、全て事実と相違ありません。
- 2 1年を超えて継続して同一の保育施設等に保育士等として従事します。
- 3 小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金の返還を命じられた場合は、速やかに返還します。
- 4 小樽市が小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金の交付要件を満たしているか確認するに当たり、必要に応じて就労先に調査等を行うことに同意します。
- 5 小樽市が行う本事業の効果等に関する調査等に協力します。

年 月 日

（宛先） 小樽市長

申請者 住所

氏名

印
（自署の場合は不要）

様式第4号（第8条関係）

小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金交付決定兼交付額確定通知書

指令第 号
年 月 日

様

小樽市長

印

年 月 日付けで申請のあった小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金の交付について、次のとおり決定し、併せて交付額を確定したので、小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

1 補助金の種類	
2 交付決定額兼交付確定額	円
3 留意事項	1 新規就労した日から起算して1年以上継続して同一の保育施設等に保育士等として従事すること。 2 その他交付決定の内容又は交付の条件に違反したときは、決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは返還を命ずるものとする。

注 交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、この通知を受理した日から10日以内に申請の取下げをすることができますので、申請を取り下げる場合は、取下書を市長に提出してください。

担当部課

様式第 5 号（第 8 条関係）

小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金不交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

小樽市長

印

年 月 日付けで申請のあった小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金の交付について、次のとおり交付しないことを決定しましたので、小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により通知します。

1 補助金の種類	
2 不交付とした理由	

担当部課

様式第 6 号（第 9 条関係）

小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金交付取消通知書

指令第 号
年 月 日

補助対象者

様

小樽市長

印

年 月 日付け 指令第 号で交付決定した小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金について、小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、交付の決定を次のとおり取り消します。

1 補助金の種類			
2 取消しの内容	<input type="checkbox"/> 全部取消し		<input type="checkbox"/> 一部取消し
	（ ）		
3 取消しの理由			
4 取消前及び取消後における補助金の額	取消前	補助金の額	円
	取消後	補助金の額	円

担当部課

様式第7号（第10条関係）

小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金返還命令書

指令第 号
年 月 日

補助対象者

様

小樽市長

印

年 月 日付け 指令第 号で取消通知した小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金について、小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり返還を命じます。

1 返還すべき金額	円
2 返還期限	年 月 日まで
3 返還を命ずる理由	
4 返還方法	
5 交付決定通知年月日	年 月 日
6 補助年度	年度
7 補助事業の名称	
8 補助金の交付決定額 兼交付確定額	円
9 補助金の既交付額	年 月 日交付 円

- 注1 返還すべき補助金は、別に市長が発行する納入通知書により納付すること。
- 注2 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

担当部課
